

○ 個人向け財務省告示第三百四十四号

基づき、平成国債の発行等に関する省令（平成十四年六月十五日）第四条第十四項の規定に  
平成二十二年十月十五日に発行した個人向け国債の発行等に關する省令（平成十四年六月十八号）第  
二十二年十月二十五日）に施行した個人向け国債の発行等を次のとおり告示する。

財務大臣 野田佳彦

○ 個人向け利付国庫債券（固定・特別会計に関する法律）（平成十九年三月三十日）（第四回）  
個人向け利付国庫債券（固定・特別会計に関する法律）（平成十九年三月三十日）（第四回）

○ 個人向け利付国庫債券（固定・特別会計に関する法律）（平成十九年三月三十日）（第四回）  
個人向け利付国庫債券（固定・特別会計に関する法律）（平成十九年三月三十日）（第四回）

○ 個人向け利付国庫債券（固定・特別会計に関する法律）（平成十九年三月三十日）（第四回）  
個人向け利付国庫債券（固定・特別会計に関する法律）（平成十九年三月三十日）（第四回）

○ 個人向け利付国庫債券（固定・特別会計に関する法律）（平成十九年三月三十日）（第四回）  
個人向け利付国庫債券（固定・特別会計に関する法律）（平成十九年三月三十日）（第四回）

十九八七

十  
六  
十一  
一

の後  
取扱い  
中間  
払込  
払換  
償還  
場期  
金額  
償還  
期間  
以降

(一) 式 次う三中日平額平利てを毎年支払う。  
 入にての出るな相額まらに年のこと十月金額二十支払う。その期と十五日とし、日以後、前六各月及び六月支払う。

$$\begin{array}{l} \text{額面金額} \times \\ 0.11 \\ \hline 100 \\ \times \\ 0.11 \\ \hline 2 \end{array}$$

$\frac{80}{100} \times 2 - (\text{利子} + \text{経過利息})$

するにた出の過當。満場結算利息したった年四月金額それ取に、支五百五十五月十五金額お平店日。これとぞ金お平店日。以後はは十引き月。又月つ月。六月支払う。

するだなにににに相當すれ額い成。前か。算、行十。

金しいは円よ相當すれ額い成。前か。算、行十。

額、場切未り相当する金額に相當す。

は受合捨満算す。

定、  
 す  
 る  
 号  
 の翌  
 営業  
 日につ  
 い二号  
 支払う  
 の翌常業  
 日につい  
 第十ニ  
 二号に  
 支払う  
 同じに  
 おう（以  
 て以下規  
 下）

、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二条に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.11}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日  
から発行日までの日数

×  
365

(二) 平成二十四年四月十五日以

後の場合  
額面金額 + 経過利子に相当する金額  
 $\times \frac{80}{100} \times 2$

## 十七 の 中途換金 特例換金

害とつ條法のみのと受けると前  
救するの律、居き益る号に  
助るは十第地住する特別に  
法。、九六方には障害者を含む。  
(当第十自治市町村続害者)扶養人  
の該一七法号(昭)人が信託契約  
二お當定二和別、死託契約のほ  
年い該都百二別、死託契約のほ  
法て市市五十区又亡契約のほ  
律、のに十二年をははそた  
第災区あ二年含そた

百十八号)による救助の行わる災害が発生し、当該災害にかかる災害が発生したときには、当該個人向け国債の中途換金を請求する人十人向けることができるものとし、そその買取金額は、次の区分に応じ、算式により算出した。

(一) 金額ととする。算式により算出した。

から平成二十三年四月十五日から平成二十三年十月十五日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 利子に相当する金額  $\times \frac{8.0}{100}$  ) + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 )

(二)

の額面金額 - 受入経過利子に相当する金額 - ( 経過利子に相当する金額 )

日本銀行